

個別事業名	区分	主担当部局	主担当所属	事業概要	成果(結果)を示す指標	H27実績	H27目標	H31目標	H27当初(千円)	H28当初(千円)	H27決算(千円)	H27事業結果	部局評価	財政課評価			
基本目標 誰もが安全で安心できる暮らしづくり																	
[目的] 人口減少が続く中においても、誰もが安全で安心して生活できる「暮らし」をつくる																	
政策6 安全な暮らし実現																	
[目的] 万一の場合に備えた体制整備と強(しなやかな県土づくりを進めるとともに、犯罪や事故などの発生防止に向けた環境整備を進め、県民の暮らしの安全を確保します。																	
施策1 危機管理体制の整備																	
[目的] 災害やテロ、感染症、家畜伝染病など、万一の危機の発生に備え、県、市町村、民間等がそれぞれの果たすべき役割に基づき、迅速かつ的確に対応できる体制を整備します。																	
(1)さまざまな危機への備え																	
大規模災害・テロなどの危機に備えて体制を整備し、各種対策を実施します。																	
危機002			総務部	危機管理室	新しい情報伝達手段への対応、既存設備の保守点検、消耗部品交換による安定運用、設置環境の保全を図るとともに、更なる利用促進と操作完熟を実施する。	情報通信施設保守	点検・交換	点検・交換	点検・交換	205,611	269,637	144,197	防災情報通信施設の運用：気象注意報・警報の市町村、消防本部、地域機関への配信 気象警報、地震、各種事故発生時の被害情報収集。防災情報通信施設の機能維持：保守点検(幹線部分1回/年、端末系1回/年)の実施。防災・地震解析研究用として、計測震度計に記録された地震波形データを研究機関に提供。総合防災情報システムは契約締結し、開発に着手した。	4継続	防災情報通信ネットワークシステムは、災害や危機事案発生時の情報収集・発信手段として必要不可欠な設備であり、機能維持を継続している。通話料のかからない防災行政無線電話を平時に一般行政事務用として利用し、通信訓練・操作習熟と全庁的コスト削減を両立している。総合防災情報システム更新は目標達成に向け全力で推進している。	4継続	災害発生時の情報伝達手段であるシステムの運用等にかかる経費であり、災害への備えとして必要不可欠であるため、継続。
危機006			総務部	危機管理室	危機管理体制の整備を図るとともに、防災に関する啓発を推進すること、広域連携体制を強化すること等により災害の発生に備える。またテロや武力攻撃等の緊急事態に備え、国民保護対策を推進する。	防災アドバイザーの数(単位：人)		350		19,701	20,714	16,351	24時間365日の宿日直体制(適宜増強体制)の継続 地域防災計画の修正及びこれを踏まえた総合防災訓練や災害対策本部図上訓練を実施した。	4継続	いつ起こるか分からない自然災害等に備えて、引き続き対策を推進する。近年ミサイル等の危険性が叫ばれ、また東京オリンピック関連事業も計画され、本県は首都圏の交通要衝でもあることから、今後国と連携した国民保護訓練(テロ・武力攻撃対策)を実施していくことが必要である。	4継続	総合防災訓練や図上訓練等を実施するものであり、災害時に県民の安全確保・被害軽減を図るために必要であることから、継続。
医務026			健康福祉部	医務課	東日本大震災を踏まえ、群馬県の災害医療体制を充実。災害時でも適切な医療提供体制を維持するため、災害医療コーディネーターの設置や、災害医療研修、DMAT資機材整備費補助、医療施設の耐震化等を実施。	DMATチーム数(単位：チーム数)	46	42	54	1,362,359	112,562	159,306	災害医療コーディネート研修、群馬局地DMAT研修、災害医療研修等の実施により災害医療体制の向上を図った。また、前橋赤十字病院の移転に伴う備蓄倉庫・帰宅困難者受入設備整備事業や、その他災害拠点病院のヘリポート整備事業等に対して補助を行った。	4継続	大規模災害に備え災害医療体制を強化するため、引き続きコーディネーターの資質向上、DMAT隊員の養成・技能維持を図っていく必要がある。さらに、病院施設の、耐震化等や災害時拠点機能強化のための設備整備を支援していく必要がある。	4継続	災害発生時にも確実に医療が提供される体制を整備するための経費であり継続。
業務002			健康福祉部	業務課	県地域防災計画に基づく(医薬品及び医療機器等の流通)備蓄を県医薬品卸協同組合と県医療機器販売協会へ委託する。また、災害時の薬事業務に従事する薬剤師の研修を県薬剤師会に委託する。	備蓄品目数(医薬品・医療機器等の合計)(単位：品目数)	156	156	156	2,138	2,379	2,092	契約に基づく(医薬品等の流通)備蓄、防災訓練、備蓄医薬品等の点検を行い、災害時に備えた危機管理に努めるとともに、備蓄医薬品等を見直し、H26年度の138品目から156品目に拡充した。また、災害時に従事する薬剤師の研修を行い、人材育成に努めた。	4継続	災害の発生確率は年々大きくなっていくことから、医薬品等供給体制及び流通備蓄医薬品等の品目、数量について、定期的に見直しを実施するとともに、災害時の連絡体制を引き続き検討。	4継続	災害時の医薬品等の確保に要する経費であり継続。なお、災害時に迅速に対応できるよう、より効果的な連絡・輸送体制の整備に努めること。
健福011			健康福祉部	健康福祉課	老朽化が進む前橋赤十字病院の移転新築にあたり、同病院の持つ災害時広域搬送拠点、基幹災害拠点病院、高度救命救急センター等の機能の充実を図る。	工事進捗状況		着工		1,409,129	1,362,583	534,643	H27年10月7日に起工式を行い、事業に着手した。27年度末現在基礎工事を行っているところであり、順調に進捗している。	4継続	前橋赤十字病院は、県内の災害拠点病院、高度救命救急医療の基幹病院であり、老朽化・狭隘化の進んだ現病院を移転新築することにより、より大きな役割を果たすことが期待されているものである。H27年度からH29年度までの3年間事業であり、継続。	4継続	H29年度までの3年間事業であり継続。
建築006			県土整備部	建築課	講習会を開催し、被災建築物応急危険度判定士登録者数を増やす。	被災建築物応急危険度判定士数(単位：人)	1,770	1,800	1,960		825	181	被災建築物応急危険度判定講習会を2回実施し、78名の判定士を養成した。	4継続	地震による被災建築物の二次災害を防止するため、被災建築物応急危険度判定は有効な手法であり、平成28年熊本地震においては、本県からも41名の判定士が派遣されている。本県が被災した場合の早急な判定のために、今後も継続的な養成が必要である。	4継続	地震による被災建築物の被災状況を把握するためには、被災建築物応急危険度判定士の役割が重要であるため、継続的かつ計画的な養成が必要。
警察001			警察本部	警察本部	活動拠点となる警察施設の維持管理、装備資機材及び備蓄食糧の計画的な整備	警察施設、装備品の整備	-	整備の推進	整備の推進	29,800	8,896	29,087	装備資機材、備蓄食糧の整備拡充を図った。	4継続	大規模な災害等が発生した際に警察機能を確保するため、計画的に整備した。今後も、被災対策を効果的に推進するため、装備資機材や備蓄食糧の整備を継続する必要がある。	4継続	災害発生時に万全の対応ができるよう、装備資機材、備蓄食糧の適切な維持管理、計画的な整備・更新が必要であるため、継続。
警察002			警察本部	警察本部	関係機関と連携した情報収集、事案ごとの対処訓練の実施、重防施設に対する警戒警備の実施	テロの未然防止	-	諸対策の推進	諸対策の推進	10,442	8,896	9,885	関係機関との共同実動訓練、広域緊急援助隊合同訓練及び重要施設に対する警戒警備を実施した。	4継続	テロの未然防止を図るため、各種情報収集及び捜査を徹底するとともに、公共交通機関やライフラインなど重要施設に対する警戒警備等の諸対策を推進する必要がある。	4継続	テロの未然防止を図るため、引き続き、情報収集・捜査の徹底、警戒警備等を実施していく必要があるため、継続。
新型インフルエンザ等の重大な感染症の発生に備えた体制づくりを推進します。																	
保予031			健康福祉部	保健予防課	高病原性の新型インフルエンザ等の発生に備えて、診療を担う医療機関の確保、機能強化を図るとともに、医療訓練の実施、社会機能を維持するための体制の整備を行う。	入院協力医療機関の整備(単位：箇所)	61	68		48,960	128,323	34,434	新型インフルエンザ等が発生した場合の医療を担う医療機関に対する施設設備整備費を補助した。また、振興局等において現地対策本部連絡調整会議を開催するとともに、新型インフルエンザ等の発生を想定した医療訓練を県内7か所で実施した。	4継続	新型インフルエンザ等の発生に備えるために、今後も医療機関の整備や訓練等実施していく必要がある。	4継続	新型インフルエンザの発生に備えて体制づくりを行う取組であり継続。
放射能や放射性物質の人体等への影響に対する不安解消に向け、評価・監視等を実施します。																	
環保002			環境森林部	環境保全課	空間放射線量の常時監視や環境試料等の放射性物質濃度を測定し、その結果を国に報告し、公表する。放射性物質汚染対処特措法に基づき、市町村が実施する除染への協力や汚染状況調査重点地域の指定解除について支援を行う。	国からの指示項目について、調査の完全実施(単位：%)	100	100	100	9,411	8,627	9,346	国と契約した調査項目を完全実施するとともに、結果についてはホームページや放射線対策現況等でも広く(県民に周知した。正確な空間放射線量を測定するために、測定器(サーベイメータ)の校正を行い、市町村への貸出し、県有施設や一般環境の空間線量の測定を行った。	4継続	国からの継続的な環境放射能監視委託調査事業であるため、全て実施しなければならない。これまで調査を完了してきたが、今後も、県民の安全・安心な生活の実現のため、調査を継続する必要がある。県内の除染は終了したが、今後も、指定解除モニタリング等で市町村へ測定器の貸し出し等を行い、指定解除に向けて支援していく必要がある。	4継続	国からの委託調査、市町村が実施する除染への協力等により、県民の生活環境を保全するための事業であり、継続。
廃リ001			環境森林部	廃棄物・リサイクル課	放射性物質汚染対処特別措置法の施行に伴い適用となる廃棄物処理基準の遵守状況を監視し、必要な指導を行う。	立入検査等実施数(単位：施設)	25	25	25	648	648	398	放射性物質汚染対処特別措置法に基づく(特定一般廃棄物処理施設である焼却施設及び最終処分場)から排出される排出ガスや排水の放射能濃度の基準の適合状況を立入検査等により監視した。対象全25施設が基準に適合していた。	4継続	焼却施設から排出される焼却灰等の放射能濃度は下がり続けているものの、排出ガスや最終処分場放流水の放射能濃度は、施設の適正管理により基準以下に保たれることから、引き続き施設の管理状況の監視を行うことが重要である。	4継続	焼却施設等の立入調査・指導監視により、廃棄物処理基準の遵守状況を確認し、適正な管理状況を維持するための事業であり、継続。
家畜の伝染性疫病の発生予防とまん延防止に取り組みます。																	

		個別事業名	区分	主担当部局	主担当所属	事業概要	成果（結果）を示す指標	H27実績	H27目標	H31目標	H27当初 （千円）	H28当初 （千円）	H27決算 （千円）	H27 事業結果	部局評価	財政課評価		
		畜産001 家畜保健衛生対策		農政部	畜産課	家畜伝染病予防法及び牛海綿状脳症対策特別措置法に基づき、家畜伝染病の発生予防、発生予察を行うとともに、発生があった場合は速やかにまん延防止を図る。さらに、家畜衛生に関する情報収集や調査・検査・分析を行い、畜産農家等に対して指導を行う。	死亡牛BSE検査 （単位：％）	99.8	100	100	146,998	136,610	132,192	家畜伝染病予防法に基づき、130,759頭について検査を実施し、ヨネ病の患者5頭を摘発。患者の処分と消毒の徹底により、まん延防止を図った。また、農家に対して飼養衛生管理基準の遵守を指導し、と畜場に車両消毒施設を整備した。さらに、特定家畜伝染病の発生に備え、防疫演習を実施した。	4継続	法令に基づき（事業であり、家畜の伝染性疾病的発生予防予察とともに、速やかなまん延防止を図るため引き続き事業実施が必要である。家畜衛生対策は、安定した畜産経営の基本であり、生産段階における食の安全・安心確保の点でも重要であることから、生産者や関係機関に対する指導や検査機器の整備が必要である。	4継続	畜産経営の安定と県民の食の安全・安心を確保するために実施する。法令に基づき（監視・検査・処分や衛生管理に関する情報収集・指導であり、継続。
		畜産003 地域獣医療支援		農政部	畜産課	獣医学を専攻する学生のうち、卒業後群馬県内で獣医師として産業動物診療業務等に従事しようとする学生に対し、修学資金を貸与する。	修学資金貸与者の産業動物獣医師 従事者 （単位：人）	3	3	3	13,141	13,142	12,381	H22年度1名、H23年度4名、H24年度3名、H25年度4名、H26年度2名、H27年度3名、合計17名に対して産業動物獣医師修学資金を貸与した。H27年度未現在、7名が産業動物獣医師として従事（県職員3名を含む）している。	4継続	H27年度までの貸与者26名（途中辞退者4名、資格未取得者1名を含む）のうち7名が、本県で産業動物獣医師として従事している。今後さらに不足が予想される産業動物獣医師を確保するために事業の継続が必要である。	4継続	本県の畜産振興を図る上で、今後減少が見込まれる産業動物獣医師の確保は重要な課題であり、継続。
(2) 消防力の充実・強化																		
緊急消防援助隊の体制を整備します。																		
		保安001 防災航空隊運営		総務部	消防保安課	市町村や近県と連携し、防災ヘリコプター業務の充実強化を図り、高速かつ機動的に対応する。	合同訓練の回数 （単位：回）	48	40	50	247,771	175,771	237,669	緊急運航件数：246件（火災防備6、救助78、救急101、災害応急対策4、広域応援57） 救急救助搬送人員：283人 運行回数：465回 飛行時間：345時間 ドクターヘリとの連携（ドクターヘリの運用：20件ドクターヘリの傷病者引継：13件）	4継続	防災ヘリコプターによる緊急運航件数は年々増加している。ヘリコプターの機動力を活かした活動は、災害や事故から県民の生命・身体・財産を守る上で必要不可欠なものとなっており、市町村や近県との合同訓練により活動技術を向上させるとともに、安全運航のために必要な点検整備を実施している。	4継続	災害の発生に即座に対応するため、防災ヘリは不可欠であることから継続。
消防に関する教育訓練の内容を充実します。																		
		保安003 消防学校運営		総務部	消防保安課	消防職員・消防団員等の教育・訓練を体系的に行い、地域住民から信頼され、臨機応変に状況対応できる消防人を育成するため、消防学校を運営する。	消防職団員、関係団体教育回数 （単位：回）	42	50	50	68,365	68,360	68,128	消防職員・消防団員等の教育訓練実施計画に基づき、目標達成に努めたが、関係団体の入校者数が伸びず目標を達成できなかった。	4継続	消防職員・消防団員等の教育訓練実施計画に基づき到達目標に達するよう教育訓練を行い資質、技術の向上を図り、現場対応力のある消防人の育成を図っていく。	4継続	消防体制の充実・強化のため、消防職員・消防団員等の育成に必要であることから、継続。
施策2 災害に強い県土づくり																		
〔目的〕災害の少ない「安全」な県土づくりを進めるとともに、災害時の被害を最小限にとどめるための備えを万全にし、県民の生活を守ります。																		
(1) 災害防止対策																		
災害の発生を防止するための整備を進めます。																		
		森保001 治山		環境森林部	森林保全課	森林の持つ水源かん養機能や土砂災害防止機能を高度に発揮させるため、森林の整備や治山施設の整備を推進する。	治山事業施工地面積 （単位：ha）	52	60	60	5,717,068	6,017,068	5,285,242	山腹崩壊地、荒廃渓流等に治山施設を設置するとともに、機能低下した保安林において森林整備を実施したことにより、山地災害の危険から県民の生命、財産の保全が図られた。また、森林整備により、森林の公益的機能を維持し、二酸化炭素吸収源の森林を保全した。	4継続	治山事業は、施設の設置や森林の整備によって森林の公益的機能を維持し、山地災害を防止・軽減するものであり、今後も県民の安全・安心な暮らしの実現、自然環境の保全、二酸化炭素吸収源の確保に寄与するため、積極的に実施していくべき必要不可欠な事業である。	4継続	県民の安全・安心を確保するための事業であり、継続。事業箇所を選定にあたっては、必要性、緊急性、事業効果等を十分検討すること。
		林政001 くま緑の県民基金事業（森林ボランティア支援、森林環境教育指導者養成を除く）		環境森林部	林政課	くま緑の県民税を導入し、奥山等立地条件が悪く、適正な管理ができず、公益的機能を維持・発揮できない森林を整備	水源地域等の森林整備面積 （単位：ha）	562	885	660	1,704,115	1,661,926	1,520,733	水源地域等の森林整備は、平成26年度からの繰越400haに加え、754haを発注したが完了したのは562haであった。市町村提案型事業は、計画では2億7千万円に達したが、実績額の確定で不用額が生じ2億2千8百万円の執行であった。	4継続	豊かな水を育み、災害に強い森林づくりと、里山・平地林等の森林環境を改善し、安全・安心な生活環境を創造するため、今後も継続した実施が必要である。	4継続	期間内に目標事業量を実施できるよう計画的に進めていく必要があり、継続。
		林政008 間伐等森林整備		環境森林部	林政課	森林所有者等が実施する間伐・除伐等に対して支援するほか、林業経営の成り立たない条件不利地の森林や、保安林等公益上特に重要な森林に対して間伐等森林整備を実施する。	間伐等森林整備面積 （単位：ha）	2,790	2,500	3,500		1,278,131	1,054,367	森林が有する多面的にわたる公益的機能を持続的に発揮させるため、森林所有者等が実施する間伐等に対して支援及び条件不利地や保安林等公益上特に重要な森林に対して間伐等森林整備を実施した。	4継続	森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるため、今後も間伐等森林整備を推進する必要がある。	4継続	森林が有する水源涵養機能や土砂災害等を防止する国土保全機能、洪水調整機能などの公益的機能が持続的に発揮されているためにも、間伐等を通じた適正な森林整備を行っていく必要があり、継続。
		農村002 農村地域防災減災		農政部	農村整備課	地震や豪雨等の自然災害に対して脆弱なため池の決壊被害を未然に防止するための改修や、水路からの溢水による湛水被害を防止するための水路改修等を行うとともに、農業水利施設の耐震性を検証し、必要な対策を講じる。	ため池の改修完了地区数 （単位：地区）	-	-	8	704,200	545,400	585,663	老朽ため池の改修工事及び耐震調査を実施するとともに、地すべり防止区域における地すべり防止工事を実施。（ため池整備完了地区数：1地区（国庫） 3地区（県単）、耐震調査完了箇所数：3箇所、地すべり対策事業実施地区：1地区）	4継続	国庫補助及び県単独事業により、ため池等の施設の安全対策を実施し、災害の未然防止を図りため池の耐震性を検証し耐震対策に計画的に取り組む。また、豪雨時の水路からの溢水を防止するため水路改修等や地すべり防止対策を実施することで、農村地域の防災減災対策の向上を図り、安心して暮らせる農村づくりを今後も継続して取り組む必要がある。	4継続	ため池や排水水路の改修、地すべり対策等により、災害の未然防止や被害軽減を図り、地域住民の安全・安心を確保するための事業であり、継続。
		河川001 治水対策		県土整備部	河川課	交付金事業等を活用し、河道の拡幅や調節池の整備などを組み合わせた効果的な治水対策を実施するとともに、自然環境に配慮した河川整備を実施する。	洪水による氾濫が想定される区域面積 （単位：km ² ）	81.5	54.8		5,283,076	5,378,264	5,919,885	洪水による氾濫被害を防止するため、人口や資産の集中する市街地等を優先して河川整備を推進した結果、利根川（岩神）、蒲川、竜の川口の整備を完了させるとともに、氾濫が想定される区域の面積を3.6km ² 減少させ、氾濫被害の軽減を図った。	4継続	H28目標を達成するには、洪水による氾濫が想定される区域の面積を8.5km ² 減少させる必要があること。また、近年では、局地的な集中豪雨等による浸水被害も発生していることから、目標達成に向けて継続して河川整備を推進していく。	4継続	治水対策は県民の安全安心を守るためには必要不可欠な事業であるため継続。
		道管003 道路冠水対策		県土整備部	道路管理課	ゲリラ豪雨などにより多発する道路冠水などに対し、集水口、側溝などの改修を行い、冠水被害の軽減を図る。	道路冠水対策箇所数 （単位：箇所）	40	45	86	104,400	426,315	120,862	安全で快適な道路空間を確保するため計23箇所の道路冠水対策を実施し、その内（一）柏木沢大八木線ほか計2箇所の対策が完了した。	4継続	近年頻発している冠水被害を軽減させる必要があり、整備が完了した箇所での被害規模は大幅に縮小している。H27年度中も局地的な豪雨により、対策が完了していない箇所での冠水被害が確認されており、今後も継続的に冠水対策を実施していく必要がある。	4継続	県民の安全安心のため、計画的に災害対策を推進する必要があるため継続。
		砂防001 土砂災害対策（ハード）		県土整備部	砂防課	人命を守るための施設整備を推進するとともに、適切な維持管理の実施により、土石流・がけ崩れ・地すべりによる土砂災害を防止する。	土砂災害対策推進計画に基づく対策箇所着手率 （単位：％）	39	-	100	5,457,136	4,692,062	4,454,227	砂防 / 36箇所を実施し、9箇所が完成。地すべり対策 / 2箇所を実施。急傾斜地崩壊対策 / 17箇所を実施し、1箇所が完成。単独砂防施設 / 土石流危険渓流における漂流保全工事等、急傾斜地崩壊危険区域における擁壁工事等の対策を実施。維持管理 / 区域指定地の適正管理、砂防埋埋等の堆積土除去、地すべり防止施設の修繕等の実施。	4継続	H28年度は目標達成（49％）に向け順調に推移している。さらに最終目標（100％）を達成できるよう継続して事業を実施する必要がある。	4継続	県民の安全安心のため、土砂災害に備えた計画的な施設整備や管理が必要であり継続。

		個別事業名	区分	主担当部局	主担当所属	事業概要	成果（結果）を示す指標	H27実績	H27目標	H31目標	H27当初 （千円）	H28当初 （千円）	H27決算 （千円）	H27 事業結果	部局評価	財政課評価			
		教管006 県立学校施設再生改修		教育委員会	管理課	S50年代に児童・生徒の急増に伴い同時期に建設された県立学校施設が一旦に改修時期を迎えている。計画的な維持修繕とは別に、長寿命化に必要な緊急を要する工事を実施する。	施設点検の実施 建築物、設備（消防、電気ほか）	全校	全校	全校	200,000	242,700	195,475	老朽化が著しい学校施設の構造躯体や設備機能の健全性を維持するための改修を実施した。 （屋上防水改修、トイレ洋式化改修、空調設備更新）	4継続	老朽化が進行し構造躯体の健全性や設備機能が低下した施設については、維持保全のための改修を適切なタイミングで実施して施設の再生を図る必要がある。	4継続	児童・生徒の安全を確保するため、施設の緊急的な改修工事は必要不可欠であるため、継続。	
		警察018 警察施設改修整備		警察本部	警察本部	災害発生時の活動拠点となる警察署等の災害対策整備、長寿命化、長期保全計画を行う。	警察施設の災害対策整備	吾妻署耐震設計、松井田交番耐震診断	吾妻署耐震設計、松井田交番耐震診断	警察署災害対策等	258,345	266,543	258,345	吾妻署署耐震改修設計、安中警察署松井田交番耐震診断を実施した。また、特定建築物である棟高職員宿舎について耐震改修工事を実施した。	4継続	旧耐震基準の施設が残存しているため耐震補強整備を継続するほか、劣化診断業務や保有総量の縮減等を継続する必要がある。	4継続	「群馬県公共施設等総合管理計画（H28.3月作成）」や「群馬県警察施設管理計画（H28.8月作成）」に基づき、施設機能の集約、長寿命化の推進、効率的な活用などに取り組む必要があるため、継続。	
災害時の避難をサポートし、災害時の暮らしを守ります。																			
		食品006 水道基幹管路の耐震化促進		健康福祉部	食品・生活衛生課	水道事業者である市町村等と連携し、既存管路の老朽管更新時に耐震性能を有する管へ転換し耐震適合率の向上を図る。	基幹管路の耐震適合率 （単位：％）	H29.10月判明	25	31	-	1,163,631	-	市町村等の事業者ごとに策定している更新計画に基づき管路更新は実施されているが、新設、拡張及び施設更新等において、基幹管路の耐震適合管への着実な更新を促進することができた。	4継続	県全体では、基幹管路の耐震適合率は順調に増加しており、着実な管路更新が図られているが、市町村ごとの状況には差があることから、今後も更新促進について指導していく必要がある。	4継続	市町村における老朽水道管路について耐震性能を有する管への更新を促進するため継続。	
		監理001 浅間山直轄火山砂防事業負担金		県土整備部	監理課	火山噴火に伴い発生が想定される土砂災害の被害をできる限り軽減（減災）するために実施する。	砂防堰堤、導流堤等、緊急減災対策の推進	緊急対策用資機材備蓄、工事用道路整備	-	-	砂防堰堤、導流堤整備	250,000	200,000	199,727	砂防堰堤、工事用道路、コンクリートブロック制作（緊急対策用資機材備蓄）（片蓋川、濁沢、地藏川、赤川）の実施に対する負担金を支出した。	4継続	今後とも目標に向け継続して事業を実施する必要がある。	4継続	火山災害に備えた計画的な対策のための負担金であり継続。
		砂防002 土砂災害対策（ソフト）		県土整備部	砂防課	土砂災害警戒区域等の更新や避難体制整備支援により、土砂災害への備えを充実させる。	2回目砂防基礎調査の実施 （単位：箇所）	2,676	-	8,967	109,000	151,000	94,755	2,676箇所の2回目基礎調査を実施した。 4村で災害図上訓練を実施し、目標値どおり土砂災害警戒区域を有する全27市町村のモデル地区で実施した災害図上訓練を各市町村が自ら他地区で実施していくための支援を行う。	4継続	土砂災害防止法で定める概ね5年ごとに実施する基礎調査について、2回目基礎調査を継続して実施する。 今後は土砂災害警戒区域を有する27市町村のモデル地区で実施した災害図上訓練を各市町村が自ら他地区で実施していくための支援を行う。	4継続	土砂災害警戒区域の指定を行うための基礎調査や、土砂災害警戒情報システムや雨量観測局の保守管理などの計画的な対策を行うための経費であり継続。	
		河川004 避難行動支援対策		県土整備部	河川課	洪水時の的確な避難を促すため、水位観測システムを更新、洪水監視カメラの整備により、確実な情報提供を図る。また、主要19河川にて最悪の事態を想定した水害リスク情報となる洪水浸水想定区域図を作成する。	浸水想定区域図の作成 （単位：河川）	0	-	19	182,719	333,000	88,560	水位雨量情報提供のため、システムの保守管理を実施した。また、避難行動の目安となる水位及び雨量観測局の老朽化に伴う更新工事を実施した。	4継続	現行の観測システムは老朽化が進んでいて、避難行動に影響する欠陥トラブルが懸念されており、観測局も老朽化が進み交換部品の枯渇状況である。確実な情報提供のためにはシステムの更新、保守管理が必要である。また、河川監視カメラを設置して映像を公開することで市町村の避難勧告や住民避難が迅速にできるようにすることも重要である。このため継続して事業を行う必要がある。	4継続	洪水の発生に備え、迅速な避難行動が出来る体制の確立が必要であるため、今後も継続して事業を実施する必要がある。	
		交通010 群馬ヘリポート運営		県土整備部	交通政策課	群馬ヘリポートの管理運営を指定管理者に委託し、適切な維持管理を図る。	群馬ヘリポート着陸回数（ドクターヘリ分を除く） （単位：回）	1,242	1,240	1,300	26,355	32,208	26,302	「群馬ヘリポート」の管理運営を指定管理者に委託し、事故等な適正な管理を行った。	4継続	「群馬ヘリポート」は、警察・防災・救急医療などの活動拠点として重要な役割を果たしているが、供用開始から28年が経過し施設の老朽化が目立ってきており、適正な維持管理を行う上でも大規模な補修が必要となっている。	4継続	引き続き事故なく群馬ヘリポート適正な管理を行っていく必要があるため継続。	
(3) 災害時の孤立地区解消対策																			
災害時に孤立する地区が発生しないよう施設を整備します。																			
		道管007 孤立路線における道路防災対策		県土整備部	道路管理課	土砂崩落などによって道路が寸断され、長期に集落が孤立しないよう、落石対策や道路改築等を実施する。	孤立路線における孤立解消人口割合 （単位：％）	38	-	50	754,400	653,498	1,008,274	（一）会場鬼石線を含む17路線で法面対策工事を実施した。	4継続	中山間地や過疎地域の道路について、土砂崩落等で集落の孤立を防ぐため要対策法面に落石防護網工事を実施して、孤立人口を順次解消する。平成31年度までに、孤立人口1,845人の半数となる923人の解消を図るため、要対策法面197箇所のうち概ね78箇所を実施（H27末：54箇所実施済）しなければならず、継続して実施する必要がある。	4継続	県民の安全・安心な暮らしを確保するため、計画的に災害に強い道路づくりを進める必要があることから、継続。	
施策3 犯罪・交通事故の防止																			
【目的】県民が安全で安心して暮らせるように、犯罪や交通事故の防止に向けた環境整備を進めます。																			
(1) 犯罪対策																			
地域の犯罪情勢に即した犯罪抑止総合対策を推進します。																			
		消費005 県民防犯推進		生活文化スポーツ部	消費生活課	各種防犯講座の実施、啓発冊子やリーフレットの配布等により、防犯意識の向上を図る。	県内刑法犯認知件数 （単位：件）	16,275	前年より減少	前年より減少	6,371	20,058	5,823	防犯出前講座（大人・子ども・女性向け）の実施（278回）、県民防犯の日啓発事業の実施（22箇所）、振り込み詐欺被害防止マニュアルの配布（約60,000人）。	4継続	事業実施により、刑法犯認知件数は減少傾向にあるが高齢者をねらった振り込み詐欺や子ども・女性に対する声かけ事案など特定分野での犯罪が依然多発しているため、引き続き、警察、市町村、地域住民等と協力して防犯意識の普及を図ることが必要である。	4継続	本事業等の取組により刑法犯認知件数は減少しているが、引き続き、特殊詐欺等をはじめとした防犯意識の普及啓発を図ることが必要である。	
		薬務003 危険ドラッグ対策		健康福祉部	薬務課	「群馬県薬物の濫用の防止に関する条例」に基づき、危険ドラッグ等薬物に係る広報啓発や指導・取締りを実施するとともに、薬物の乱用の防止を県民運動として推進。	危険ドラッグ販売店舗数 （単位：店）	0	0	0	4,364	2,692	3,502	条例に基づき、群馬県薬物指定審査会を8回開催し、27種類の知事指定薬物を指定した。また、条例の制定を記念した薬物乱用防止県民大会を開催した。さらに、危険ドラッグに特化した啓発用のポスター及びリーフレットを作成し、リーフレットについては県内の全高校に配布した。	4継続	条例に基づき、知事指定薬物を指定することにより、法律より迅速に危険ドラッグの規制を行うことができた。また、県民大会の開催等により、薬物乱用防止に県民全体で取り組む機運の醸成を図ることができた。今後も条例の的確な運用により、指導・取締りや広報・啓発を推進していく必要がある。	4継続	指定薬物の取締りや危険ドラッグの危険性についての啓発に要する経費であり継続。	
		警察003 犯罪抑止対策		警察本部	警察本部	県・市町村、防犯ボランティア、地域住民等と連携し、地域住民が不安を感じている犯罪を重点とした犯罪抑止活動を行うとともに検挙に向けた諸対策を推進する。	刑法犯認知件数 （単位：件）	16,275	減少	減少	47,505	68,138	43,548	H17年以降11年連続で、刑法犯認知件数を減少させることができた。	4継続	刑法犯認知件数を毎年減少させることができたが、安全・安心を脅かす群馬県を実現するため、犯罪の抑止と検挙に向けた警察活動を継続して実施していく必要がある。	4継続	県・市町村、関係機関・団体、防犯ボランティア、地域住民等との連携・協働のもと、県民の安全安心の実現に向けた取組を推進する必要があるため、継続。	
		警察007 警察施設基盤整備		警察本部	警察本部	警察署再編整備計画に基づき、高崎警察署を分割し、高崎北警察署（仮称）を新設する。 老朽、狭狭のほが情勢の変化に対応するため、交番・駐在所を移転・新築する。	警察署新設整備に伴う項目	測量、物件調査、鑑定評価	測量、物件調査、鑑定評価	建設工事	107,031	370,051	79,429	高崎北警察署（仮称）の新設整備として、敷地測量、補償物件調査及び不動産鑑定評価調査を実施した。また、長野原警察署川原湯駐在所の新築整備を実施した。	4継続	高崎北警察署（仮称）の新設整備は高崎市北部の治安維持及び高崎署管轄区域の効率的な運用には必要不可欠であり、事業を継続する必要がある。また、交番、駐在所の新築整備にあたっては、地域住民の安全安心の確保及び地域住民への警察行政サービスを図る観点から事業を継続する必要がある。	4継続	警察活動の基盤となる施設整備に要する経費であるため、継続。施設が老朽化していることについて、計画的に対応していく必要がある。また、高崎北警察署（仮称）の新設整備について、適切な規模・機能となるよう十分に検討する必要がある。	

		個別事業名	区分	担当部署	所属	事業概要	成果（結果）を示す指標	H27実績	H27目標	H31目標	H27当初 （千円）	H28当初 （千円）	H27決算 （千円）	H27 事業結果	部局評価	財政課評価
		警察009 組織・来日外国人犯罪対策		警察本部	警察本部	振り込み詐欺等匿名性の高い知能犯罪、暴力団による犯罪、組織的な銃器・薬物の密売及び来日外国人犯罪組織による犯罪等への対策を推進する。	暴力団の検挙人員 (単位：人)	427	更なる推進	更なる推進	37,959	34,563	35,282	電子メール利用による震災支援金誤渡名目の架空請求詐欺事件、稲川会傘下組織構成員らによる薬物密売事件、前橋市内分置住宅に対する拳銃発砲事件、ブラジル人による失業保険金詐欺事件等を検挙するとともに、松葉会代表者等に対する損害賠償請求訴訟支援等を行った。	4継続	特殊詐欺は検挙件数・人員とも大幅増加したが被害件数・総額が多大、薬物事犯は検挙人員が高水準で推移しており未端乱用者検挙と密売組織の壊滅が急務であり取締強化が必要。また全国的に発砲事件が発生し、来日外国人犯罪の検挙件数は減少したが検挙人員が増加しているため、銃器根絶・ヤード対策等の諸対策の継続が必要。
		警察011 少年非行防止対策		警察本部	警察本部	少年補導・相談活動等により、少年の規範意識の醸成と非行防止に努める。 少年非行の原因・背景に至る要因の一つとして被虐待経験との関連を重視し、児童虐待事案重篤化及び見逃し事案の防止に努める。	不良行為少年補導人員 (単位：人)	10,621	少年補導人員減少	少年補導人員減少	7,701	7,169	6,228	群馬県少年柔道剣道大会を開催した。居場所づくり活動、県下一斉補導活動、非行防止・福祉にかかる少年活動、及び非行防止・薬物乱用防止教室による啓蒙活動を実施した。携帯電話のフィルタリング100%普及を目指した広報啓発活動を推進した。	4継続	H27年度に成果目標は達成したが、少年の健全育成と非行を防止するためには不可欠な事業であり、今後も事業を継続して実施していく必要がある。今後も学校その他関係機関との連携を確保し、少年の規範意識の向上及び地域社会との絆の強化を図るために、非行少年を生まない社会づくりを継続する必要がある。
		警察012 子ども・女性・高齢者の安全確保		警察本部	警察本部	犯罪等については、先制・予防的な活動や事案に応じた検挙、指導・警告及び再犯防止対策を実施し、認知症等高齢者の徘徊については、関係機関と連携した適切な発見活動を講じる等の徘徊対策を推進する。	声掛け事案等における指導・警告件数 (単位：件)	128	重大事案の未然防止	重大事案の未然防止	4,076	2,783	2,992	声かけ事案等の前兆事案に対し、情報収集と分析、犯行が予測される現場周辺での警戒活動、検挙、指導・警告等を実施した。指導・警告128件・検挙138件（迷惑行為防止条例違反、軽犯罪法違反、公然わいせつ等）	4継続	声かけ事案等の情報収集に努めるとともに、先制・予防的な活動や事案に応じた検挙又は指導・警告の実施等により、重大事案の未然防止対策を推進してきたが、引き続き、子ども・女性・高齢者の安全を確保するために継続していく必要がある。
		警察010 国際人材育成		警察本部	警察本部	通訳官はもとより、現場で勤務する警察職員に対する語学教養等に取り組む。	通訳官数 (単位：人)	26	30	33	702	1,345	574	群馬県警察指定通訳官に対する研修会を4回開催し、国際感覚を有する人材の育成と裾野拡大を図ることができた。	4継続	2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催を控え訪日外国人が増加する傾向にあることから、外国人への対応力をつけるためにも、群馬県警察指定通訳官に対する研修会に加え、各言語別研修を増やす等、国際人材育成事業を継続していく必要がある。
		警察021 特殊詐欺対策		警察本部	警察本部	関係機関・団体との連携等により、社会全体で特殊詐欺被害の根絶に向けた取組を推進する。	特殊詐欺認知件数 (単位：件)	194	減少	減少				平成27年の特殊詐欺認知件数は、194件（前年比-67件）、被害総額6億7,350万円（前年比-約1億8,960万円）と減少したほか、金融機関を始めとした関係事業者・団体と連携し、特殊詐欺の阻止率を高水準に維持することができた。	4継続	特殊詐欺の認知件数・被害額は減少しているものの、依然として高齢者を中心として多額の被害が生じており、引き続き、群馬県振り込み詐欺等根絶協議会を中核とした被害防止対策を推進していく必要がある。
県民生活を脅かす犯罪の徹底検挙を推進します。																
		警察008 重要犯罪及び重要窃盗犯の徹底検挙		警察本部	警察本部	重要犯罪（殺人、強盗、放火、強姦、略取誘拐、人身売買及び強制的わいせつ）や重要窃盗犯（侵入盗、自動車盗、ひったくり及びすり）の徹底的な検挙を図る。	重要犯罪検挙率 (単位：%)	94.1	更なる推進	更なる推進	330,396	328,663	322,269	H27年の刑法犯検挙率は48.7%（全国平均32.5%）と7年連続で40%台を記録した（前年比+2.4%）、重要犯罪検挙率は全国平均を大きく上回る94.1%（前年比+1.7%）、重要窃盗犯検挙率は前年比を下回ったものの55.6%（-13.6%）と全国平均を上回った。	4継続	犯罪の予防や検挙に必要不可欠な事業で、成果を挙げているが引き続き、県民が真に安全・安心を実感するためには更なる諸対策を推進していく必要がある。
		警察004 初動警察活動の推進		警察本部	警察本部	110番通報に対し、通信指令による一元的な指揮の下に、迅速な緊急配備等の発令及びパトカーを始めとした警察機動力やヘリコプターの航空警察力を集中運用することにより、事件・事故への確実に対応する。	110番受理件数 (単位：件)	122,394	即応体制の確保	即応体制の確保	458,113	589,415	439,253	110番通信指令システムを活用し、パトカーや警察官、ヘリコプターを現場に急行させ、事件・事故に即応した。ヘリコプターが現場のパトカーや警察官と連携して、現場の状況を集約、情報共有し、被疑者検挙、人命救助等の迅速・確実な初動警察活動を推進した。	4継続	110番通信指令システム及び県警ヘリコプターの整備等を推進した。引き続き、事件・事故等への迅速・的確な初動対応を徹底し、県民の期待と信頼に応える力強い警察を確立する必要がある。
DVや性暴力から県民を守るため、広報啓発・支援体制の強化を図ります。																
		人権002 DV被害者支援等				県民に対してDVに関する広報啓発を行うほか、一時保護所等退所後の被害者に対する中長期的支援を行う。また、市町村配偶者暴力相談支援センターの設置を促進し、DV被害者に対するワンストップの支援体制の構築を図る。	DV等の被害者のための制度や相談窓口をいづれも「知らない」人の割合 (単位：%)	20.5(H26)	-	0	7,002	5,863	5,073	DV啓発冊子等作成・配布（市町村、県有施設等）、民間支援団体へシッター・経費等補助（3団体）、DV被害者の自立生活及び定着のため「DV被害者等自立生活援助モデル事業」を実施（10世帯支援）、高校・大学等へのDV防止啓発講師の派遣（11回）、市町村配偶者暴力相談支援センター設置促進	4継続	被害者の自立のため、民間団体と連携し就労支援等を行うことができた。今後も引き続き、DV被害者の防止や被害者支援のため、効果的なDV啓発冊子等の作成・配布や講師派遣による学校等への直接的な予防教育を実施するほか、民間支援団体との連携を密にし、DV被害者の安心・安全な生活の確保を図る。また、市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置を促進し、身近な相談体制の充実を図る。
		人権003 女性保護事業推進				DV被害者からの相談を受けるとともに、保護及び自立支援を行う。	スーパーバイズ研修等に参加する市町村等機関数 (単位：機関)	-	-	-	62,178	63,960	56,418	女性相談件数4,360件（対前年比102%）のうち、DV相談件数2,022件（対前年比109.8%）一時保護所入所要保護女子延人数463人（対前年比118.7%）、同伴児延人数524人（対前年比115.7%）三山寮入所要保護女子延人数527人（対前年比127%）、同伴児延人数473人（対前年比94.6%）	4継続	DV被害女性への適切な支援のためには、女性相談所だけでなく、市町村や民間団体、関係機関との連携が不可欠である。このため、スーパーバイズ研修、実務講座等の充実を図り、より多くの市町村等関係機関との連携を深めていく。
		人権005 性暴力被害者サポートセンター運営				性暴力被害者に対する相談や産婦人科医療の提供、相談内容に応じてカウンセリング等、必要な支援のコーディネート及び性暴力被害者支援に関する広報啓発等の業務を実施する。	性暴力被害者サポートセンター「saveくま」の認知度 (単位：%)	-	-	80	20,207	16,470	13,412	性犯罪・性暴力被害者等の心身の負担を軽減し、被害の潜在化を防止するため、「群馬県性暴力被害者サポートセンター」を設置し、相談支援や公的医療支援、啓発事業を実施した。	4継続	群馬県性暴力被害者サポートセンターを開設し、潜在化している性暴力被害者への支援を開始した。今後は課題を整理し、センターの機能充実を図るため、相談員等のスキルアップと幅広い関係機関との連携等を検討していく必要がある。
犯罪等の被害者とその家族が平穏な生活を送ることができるよう支援します。																
		人権004 犯罪被害者等支援				H29年度以降を事業期間とする犯罪被害者等基本計画を策定し、総合的・計画的に各種支援施策に取り組む。また、犯罪被害者等を支援する民間団体に対し、相談員設置、相談支援員の養成及び各種啓発事業等を委託する。	犯罪被害者等のための相談窓口を知らない人の割合 (単位：%)	-	0	0	6,011	5,303	5,373	犯罪被害者等の支援を行う民間団体に対し、相談員設置や各種啓発事業を委託し、犯罪被害者と家族が平穏な生活が送れるよう支援した。	4継続	犯罪被害者等支援事業は、その権利利益を保護し安心な暮らしを担保するものであり、重要性は高い。行政や警察による支援だけでは対応は難しく、きめ細かな対応が可能な民間団体による支援は不可欠である。
		人権005 性暴力被害者サポートセンター運営	再掲			性暴力被害者に対する相談や産婦人科医療の提供、相談内容に応じてカウンセリング等、必要な支援のコーディネート及び性暴力被害者支援に関する広報啓発等の業務を実施する。	性暴力被害者サポートセンター「saveくま」の認知度 (単位：%)	-	-	80	20,207	16,470	13,412	性犯罪・性暴力被害者等の心身の負担を軽減し、被害の潜在化を防止するため、「群馬県性暴力被害者サポートセンター」を設置し、相談支援や公的医療支援、啓発事業を実施した。	4継続	群馬県性暴力被害者サポートセンターを開設し、潜在化している性暴力被害者への支援を開始した。今後は課題を整理し、センターの機能充実を図るため、相談員等のスキルアップと幅広い関係機関との連携等を検討していく必要がある。

	個別事業名	区分	主担当部局	主担当所属	事業概要	成果（結果）を示す指標	H27実績	H27目標	H31目標	H27当初 （千円）	H28当初 （千円）	H27決算 （千円）	H27 事業結果	部局評価	財政課評価	
	警察013 犯罪被害者等支援		警察本部	警察本部	・犯罪被害者等の支援を行う民間団体に対し、相談員設置や各種啓発事業を委託する。・第2次群馬県犯罪被害者等基本計画を策定し、犯罪被害者等の支援に関する取組の方向性を示し、総合的かつ計画的に各種支援施策に取り組む。・犯罪被害者と家族が平穏な生活が送れるよう支援を推進する。	犯罪被害者支援活動に対する理解と協力を得る活動実施数 （単位：回）	397	年間を通じて実施	年間を通じて実施	7,610	7,327	5,962	被害者遺族等による講演会を開催し、命の大切さや被害者に対する支援意識の醸成を図った。被害者支援制度や相談窓口の周知を図り、犯罪被害者等の経済的・心理的負担の軽減を図った。再被害のおそれのある犯罪被害者等に対し、保護対策を推進した。	4継続	引き続き犯罪被害者等の支援を行うために不可欠な事業であるとともに、事業項目は、第3次犯罪被害者等基本計画においても示されている施策であることから、今後も継続する必要がある。	
(2)交通事故防止対策																
総合的な交通事故防止対策と効果的な交通指導取締りを推進します。																
	交通001 交通安全総合推進、交通安全特別対策		県土整備部	交通政策課	四季の交通安全運動や子供から高齢者に関わる交通事故防止対策について、交通関係機関等と連携を図りながら推進する。	交通事故死者数の減少 （単位：人）	68	75	20%以上減少させる	13,570	14,020	12,976	交通事故抑止のため、交通事故実態に対応した交通安全対策や交通安全思想の普及啓発など総合的な取組を推進したほか、児童生徒が安全に登下校できるよう交通ボランティア活動への支援を行った。また、交通事故被害者の不安解消のため交通事故相談所を運営した。	4継続	H27まで年間における交通事故発生件数及び負傷者数は11年連続で減少。しかし、人口10万人当たりの人身事故発生件数は全国ワースト上位にあり、また、高齢化の進展により交通事故死者数のうち高齢者が過半数を占めるなど、厳しい交通事故情勢にあることから、諸課題に継続的に取り組んでいく必要がある。	
	体育005 交通安全教育推進		教育委員会	健康体育課	児童生徒等に関わる交通事故を減少させ、生涯にわたって安全な生活を送れる知識や態度の育成を目指し、関係機関の連携を強化するとともに、喫煙の課題である中学生の交通安全意識を向上させるため、サイクルサミットの実施などの取組を行う。	児童生徒等の自転車事故発生人数 （単位：人）	1,225	-	-	1,055	1,055	597	喫煙の課題である中学生の交通安全意識を向上させるため、関係機関・団体との連携を強化するとともに、実践的かつ参加体験型の新たな取組として「中学生サイクルサミット」を開催した。	4継続	児童生徒等の心身の発達段階に応じた交通安全教育の充実・徹底を図るため、「交通安全教育アクションプログラム」に基づき、引き続き、関係機関・団体と協力して取り組む必要がある。	
	警察014 交通安全対策・交通指導取締り		警察本部	警察本部	自治体等と連携した効果的な交通安全活動、段階的かつ体系的な交通安全教育、交通事故発生実態に即した交通指導取締り等を実施するとともに、群馬県交通安全条例に基づいた各種対策を推進し、県民一人一人の交通安全意識啓発を図る。	交通事故死者数 （単位：人）	68	対前年比減少	対前年比減少	183,396	175,626	177,766	各季の交通安全運動の推進 関係機関・団体と連携した各種交通安全対策の実施 段階的かつ体系的な交通安全教育 3,487回、428,355人 交通安全学習館を活用した交通安全教室 10,427人 自転車警告書を活用した指導警告 98,615件 交通指導取締りの推進	4継続	交通人身事故の発生件数は、11年連続して減少し、死者数についても前年と比べ1人増加したものの減少傾向が続いている。成果指標の達成に向け、引き続き交通事故分析に基づいた効果的な交通安全対策を推進していく必要がある。	
高齢者を守るための交通安全対策を推進します。																
	警察015 交通安全対策（高齢者）		警察本部	警察本部	高齢者に対する交通安全教育や高齢者に特化した交通安全活動の実施など、高齢者を最重点とした交通事故の防止対策を推進する。	高齢者交通事故死者数 （単位：人）	34	対前年比減少	対前年比減少	183,396	175,626	177,766	反射材着用促進活動 75歳以上の高齢者に対する交通安全教育の推進 31,234人 高齢者に対する交通安全教育 453回、23,162人 運転適性検査車の活用 719人 高齢運転者に対する体験型交通安全教室の開催	4継続	交通死亡事故に占める高齢者の割合が5割と高い比率であるほか、高齢運転者が第一当事者となる割合も年々増加傾向にあることから、引き続き、高齢者に対する交通安全対策を推進していく必要がある。	
安全で快適な交通環境を整備します。																
	道管004 歩道整備、交差点改良		県土整備部	道路管理課	歩行者、自転車の関係する事故や交差点付近での事故を防止するため、歩道整備及び交差点改良等を実施する。	通学路の歩道整備率 （単位：％）	84	80	88	2,319,692	2,822,484	3,825,279	道路利用者に対する未然の事故防止、安全で快適な交通確保のため、（主）前橋赤城線ほか計104箇所の歩道整備事業、（国）122号ほか計28箇所の交差点改良事業の用地買収及び工事の進捗を図った。	4継続	H26年度末に、前計画での通学路の歩道整備率は最終目標値である80.0%を達成することができたが、全国的にも児童が巻き込まれる交通事故は後を絶たない。このため、学校関係者と交通管理者と連携し「通学路交通安全プログラム」を策定して、通学路の交通安全対策の更なる促進に取り組んでいることから、今後も継続して事業を実施する必要がある。	
	道管014 安全な自転車利用の環境整備		県土整備部	道路管理課	歩行者と自転車、自転車と自動車の関係する事故を防止するとともに、自転車が安心して通行できる事で自動車利用から転換を促進するため、自転車通行空間の整備を実施する。	自転車通行環境整備路線の整備率 （単位：％）	20	-	70	9,000	22,765	125,021	（主）桐生伊勢崎線ほか市道も含めて8路線でモデル整備を実施した。	4継続	県内の道路は、幅員構成や沿道状況、交通量などが違うことで多様な道路形態となっている。そのため、様々な形態に応じてモデル地区の整備を行い、その効果を検証することで群馬県内の整備方針をまとめ、県内に整備範囲を広げていく予定であり、今後も引き続き早期に整備を行う必要がある。	
	警察016 交通安全施設整備		警察本部	警察本部	信号機・道路標識等の整備と適切な管理により、安全で安心な交通環境を確保する。	交通信号機の新設数 （単位：基）	63	60	交通実態に応じた効果的な整備	1,621,559	1,673,636	1,572,590	道路交通の安全と円滑を図り、県民生活に適應した交通環境を実現するため、交通管制センターの高度化、信号機の新設・改良、道路交通実態に適合した交通規制、信号柱・信号制御機等の老朽化更新等を実施した。	4継続	安全安心かつ円滑な交通環境を確保するためには不可欠な事業であり、今後も交通環境の変化に対応した効果的かつ効率的な交通安全施設の整備を継続する必要がある。また、大量更新期を迎えている交通安全施設を確実に更新する必要がある。	
施策4 身近な暮らしの安全確保																
【目的】消費者トラブルや食品に起因する健康被害等の発生防止、動物の愛護・適正飼養に向けた環境整備を進め、身近な暮らしの安全を確保します。																
(1)消費者被害の防止																
消費者トラブルの未然防止、拡大防止及び早期救済を図ります。																
	消費003 消費者行政活性化推進		生活文化スポーツ部	消費生活課	市町村における消費生活相談体制の維持・充実に支援するほか、関係団体と連携して一層消費者被害の未然防止等に取り組む。	市町村消費生活相談体制への支援		適切な支援	適切な支援	53,702	54,364	49,821	消費者行政推進交付金を活用し、住民に身近な市町村における消費者行政の取組を支援するほか、県消費生活センターの強化、各種啓発活動などを継続して実施した。また、適格消費者団体設立に対しては、各種相談に対応するなどして協力を行った。	4継続	整備された相談体制の維持・拡充に向けての市町村への支援、および、適格消費者団体設立に向けての支援を引き続き継続していく。	
高齢者や若年層などさまざまな年代層に対応した消費者啓発を行い、消費者の自立を支援します。																
	消費003 消費者行政活性化推進		再掲	生活文化スポーツ部	消費生活課	市町村における消費生活相談体制の維持・充実に支援するほか、関係団体と連携して一層消費者被害の未然防止等に取り組む。	市町村消費生活相談体制への支援		適切な支援	適切な支援	53,702	54,364	49,821	消費者行政推進交付金を活用し、住民に身近な市町村における消費者行政の取組を支援するほか、県消費生活センターの強化、各種啓発活動などを継続して実施した。また、適格消費者団体設立に対しては、各種相談に対応するなどして協力を行った。	4継続	整備された相談体制の維持・拡充に向けての市町村への支援、および、適格消費者団体設立に向けての支援を引き続き継続していく。
(2)食の安全確保																
食品安全検査や食品営業施設への監視・指導を実施し、食の安全を確保します。																
	食品008 食品安全検査		健康福祉部	食品・生活衛生課	年度検査計画に基づき、食品安全検査センターにおける放射線物質検査を含む食品安全検査を効果的に実施し、本県産及び県内流通食品の安全確保を図る。	食品安全検査での規格基準等適合率 （単位：％）	99.9	99.9	99.9	18,495	18,484	18,084	県民が食品の安全性について不安を抱(要因として、輸入食品、放射性物質、残留農薬等)があり、これらを含む流通食品の検査を実施することで、食品の安全を確保することができた。	4継続	本県で生産・加工された食品や流通する食品（輸入食品を含む）の安全を確保するために、計画的に食品検査を実施することは重要であることから、今後も継続して行う必要がある。	

		個別事業名	区分	主担当部局	主担当所属	事業概要	成果（結果）を示す指標	H27実績	H27目標	H31目標	H27当初 （千円）	H28当初 （千円）	H27決算 （千円）	H27 事業結果	部局評価	財政課評価		
	食品004	食品衛生		健康福祉部	食品・生活衛生課	食品営業許可、食中毒原因物質の究明、食品衛生に関する監視指導・啓発、HACCPシステムの導入推進、食品表示の適正指導及び民間団体による自主的管理体制の強化支援により、食中毒発生の未然防止を図る。	食品営業施設監視目標件数 （単位：件）	24,009	22,586		40,161	38,947	36,050	食品衛生監視指導計画に基づいて、営業施設の監視指導等を実施し、食品の安全性を確保した。また、H27年中に8件の食中毒事案が発生し、全ての事案で迅速な対応を行い、未然防止に努めた。	4継続	食中毒被害の予防・拡大防止のために不可欠な事業であることから、継続する必要がある。	4継続	食中毒被害の予防・拡大防止のために不可欠な事業であることから、継続。
	食品005	肉肉衛生		健康福祉部	食品・生活衛生課	食肉処理施設、食鳥処理施設及び乳処理施設における衛生指導、食肉の検査、食中毒菌の調査を実施し、安全な食肉・牛乳の供給に努める。県内でと畜された牛の放射性物質検査を実施し、安全・安心な牛肉の供給に努める。	と畜検査頭数（豚） （単位：頭）	545,190	553,000	549,000	115,864	115,811	101,778	と畜検査、食鳥検査、BSE検査を実施し、食肉の衛生を確保した。県内でと畜された牛肉の放射性物質全頭検査を実施した。乳について食品衛生監視指導計画に基づき乳処理施設の監視指導等実施した。	4継続	と畜場法及び食鳥検査法に基づいて、食肉、食鳥肉の安全を確保するために必要な取組である。また、放射性物質検査は牛肉に対する消費者の信頼を確保するために重要である。乳の安全性確保は、学校給食への供給もあり、引き続き適切に実施する必要がある。	4継続	安全な食肉、牛乳等が流通・消費されるために重要な検査であるため、継続。
	林振004	群馬のきのこ安全確保対策		環境森林部	林業振興課	きのこ類、及びきのこ原木等の生産資材について安全検査を行い県産きのこの安全性の確保を図る。	食品モニタリング検査の件数 （単位：件）	284	240	240	7,111	7,120	4,280	原木及びほだ木等の放射性物質を実施し、栽培技術管理を徹底することにより、県産きのこの安全性の確保を図り、風評被害の払拭に努めた。・原木指標値検査；277件・ほだ木指標値検査；329件	4継続	安全な原木及びほだ木を使用するために、国が定めた基準である放射性物質の指標値を下回っていることを確認する目的で検査を継続して実施する必要がある。	4継続	安全な原木及びほだ木を使用するために、国が定めた基準である放射性物質の指標値を下回っていることを確認する目的で実施している検査であるため、継続。
	林試001	きのこの放射性物質に関する研究		環境森林部	林業試験場	原木・菌床の指標値検査、きのこの出荷前検査及び汚染されたきのこ原木林の安全な更新のための技術を開発、確立します。	放射性セシウムの検査 （単位：件）	579	400	300	1,273	1,285	1,249	これまでのシイタケ原木指標値検査の結果を地図に落とし、原木業者及びシイタケ生産者に普及部門を通じ提供した。汚染状況の異なる原木シイタケほだ場における周辺環境からほだ木への汚染状況を把握する実証試験及び各種資材による周辺環境からほだ木への汚染低減実証試験を行い、比較的空間線量の高い調査地ではほだ木への汚染が見られたが、被覆資材と敷設資材を併用することで汚染が低減できることがわかった。	4継続	群馬県森林・林業基本計画において、安全・安心なきのこ生産体制の構築を図るうえで、放射性物質により汚染されたいたけ原木林の再生と、安全ないたけ原木の確保を掲げた。試験研究による取り組みに加え、原木・菌床の指標値検査、きのこの出荷前検査の実施による生産者支援、さらに検査結果のフィードバックによる情報提供は不可欠であり継続。	4継続	安全なきのこ原木生産に係る情報提供や、指標検査・出荷前検査の実施、放射性物質の効果的な低減方法の研究等、どれも安心安全なきのこ生産のために必要不可欠な事業であり、継続。
食品等事業者の自主衛生管理を推進します。																		
	食品007	食品等事業者の自主衛生管理の推進		健康福祉部	食品・生活衛生課	HACCPによる自主衛生管理の推進、外国向け食肉の輸出認定の推進 等。	HACCP普及啓発説明会 （単位：回）	3	3	3	6,128	5,447	4,234	HACCP普及啓発説明会を県内3か所にて実施した（参加者計166名）。群馬県自主衛生管理認証制度認証施設数は前年度同様30施設であった。	4継続	食品等事業者における衛生管理手法については、従来型基準によるものがほとんどであるため、食品自主衛生管理認証制度を活用し、HACCP導入を見据えて段階的にレベルアップするよう、食品等事業者を指導することで、食品等事業者に対する自主衛生管理の推進を図り、将来的なHACCP導入型基準の義務化につながる土台づくりを目指す。	4継続	食の安全確保のため、食品等事業者に自主衛生管理を促すための経費であり継続。
食の安全に関する情報を積極的に発信し、正しい知識の理解を促進します。																		
	食品010	リスクコミュニケーション推進		健康福祉部	食品・生活衛生課	食品安全に関する情報や認識を共有し、関係者間の相互理解と信頼を構築するために食品安全県民会議、意見交換会、研修会などへの講師派遣を実施する。	リスクコミュニケーションの参加者数 （単位：人）	2,164	2,000	2,000	1,654	2,246	1,113	食品表示法の概要やノロウイルスをテーマに食品安全県民会議を2回、食品表示法、機能性表示食品等をテーマに意見交換会を2回開催した。講師派遣は16回実施した。	4継続	食品の安全に関する理解を促進するには、生産・加工・流通等の事業者、消費者、行政等様々な関係者が参加するリスクコミュニケーションが必要であることから、今後もタイムリーなテーマで実施していく必要がある。また、講師派遣、情報誌「食の安全情報」の発行、「食の現場公開事業」等も有効な手段であることから、継続して実施していく必要がある。	4継続	食の安全に関し、県民に正確な知識を提供すると同時に、県民の意見に耳を傾ける機会であるため、継続。
(3)生活衛生・動物愛護の推進																		
公衆衛生水準の維持向上を図り、県民の健康と安全な生活衛生環境を確保します。																		
	食品003	生活衛生		健康福祉部	食品・生活衛生課	生活衛生関係営業施設の監視・指導を継続的に実施すること及び公衆浴場等を対象としたレジオネラ症防止対策講習会を定期的に開催することにより、入浴施設等関係施設の衛生水準の向上を図り、安全・安心な生活衛生環境を確保する。	生活衛生関係営業施設の監視指導等件数（環境衛生監視員による監視指導及び生活衛生アドバイザーによる巡回点検件数の合計） （単位：件）	1,333	1,800	1,800	2,293	2,363	1,458	生活衛生関係営業施設の監視指導を実施し衛生水準の向上を図ることや安全・安心な生活環境を確保したほか、入浴施設を対象にレジオネラ対策講習会を実施し、衛生管理意識を向上させた。	4継続	生活衛生関係営業施設等の監視指導業務や生活衛生関係事業者を活用した衛生指導業務等は、営業者に衛生管理の向上を促し、県民の健康と安全な生活衛生環境の確保に繋がるものであることから、継続して実施する必要がある。	4継続	県民の生活環境を衛生的かつ安全に保つために必要な事業であるため、継続。
動物愛護の推進により、人と動物の共生を図ります。																		
	食品002	動物愛護		健康福祉部	食品・生活衛生課	H27年度に開設した動物愛護センターにおいて、動物（犬・猫 その他）の適正飼養の指導・啓発を含めた動物愛護の普及啓発を推進し、県民の生命、身体及び財産に対する侵害を防止するとともに、殺処分される犬猫の数を減らす。	犬の収容数 （単位：頭）	25.2%の減少	20%の減少	30%の減少	32,009	33,397	29,034	犬の係留義務や適正飼育の指導が年々効果を発揮し減少傾向にある。犬や猫の譲渡率については、H27年7月のセンター開設により定期的に譲渡前講習会や譲渡会を開催し、適正飼育の啓発に努めている。	4継続	動物愛護の普及啓発や動物の飼育者・動物取扱業者にに対する適正飼養指導業務は、県民が安全で衛生的な暮らしをするために欠かせない事業であるため、継続して実施する。	4継続	県民が安全かつ衛生的な環境で生活できるよう、動物との正しい関わり方について普及啓発を行う事業であるため、継続。